

議員定数及び議員報酬に関する 調査検討報告書

令和8年5月28日

南幌町議会まちづくり特別委員会
議員定数報酬検討小委員会

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	議員定数報酬検討小委員会	
1	小委員会の役割	1
2	調査・研究事項	2
3	検討課題及び方向性	2
第 3	議会及びまちづくり特別委員会としての取組	
1	協議事項及び諮問答申	3
2	特別職の職員の給与について審議会への提出資料	3
3	協議予定スケジュール	4
第 4	南幌町議会議員定数の検討	
1	南幌町議会議員の定数を定める条例	5
2	議員定数の推移及び選挙の執行状況	5
3	南幌町の人口動向	6
4	道内町村議会議員定数の状況	10
5	南幌町議会議員の考え方調査集計結果（議員定数）	11
6	議員定数に関する今後の検討すべき事項	12
7	町民アンケート結果（議員定数抜粋）	13
8	議員定数の検討結果	14
第 5	南幌町議会議員報酬の検討	
1	南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	16
2	一般職と特別職の給与等の改定	17
3	議員報酬に係る国の通知	18
4	南幌町特別職報酬等審議会	22
5	政務活動費	25
6	南幌町議会議員及び特別職報酬額等の推移	27
7	全国及び全道の町村議会議員報酬の現状	28
8	議員報酬の検討にあたっての比較方式	30
9	南幌町議会議員の考え方調査集計結果（議員報酬）	35
10	町民アンケート結果（議員報酬抜粋）	37
11	議員報酬の検討結果	39
第 6	協議検討経過	41
第 7	おわりに	43

第1 はじめに

地方議会を取り巻く環境は、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限は拡大し、その業務も増加するとともに分野も広がり専門性も増していく中で、議会の担うべき役割及び責任が拡大しており、これまで以上に地方公共団体の議決機関としての機能強化が求められている。

令和5年4月には、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする改正自治法が成立し、①議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること、②議会は、議決により地方公共団体の重要な意思を決定すること、③議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うことが明文化された。

そのような状況の中、令和5年4月に執行された第20回統一地方選挙では、無投票当選が増加し、一部の町村議会では定数に満たない状況が生じるなど、町村議会議員のなり手不足の深刻化が明らかとなった。

南幌町議会まちづくり特別委員会は、令和5年第2回定例会において、町及び町議会の現状と今後のあり方について、総合的な調査研究を行うため設置された特別委員会で、全国的な課題ともなっている、本町議会議員選挙における投票率の低下、議員のなり手不足及び議員定数を検討項目として協議を行ってきており、あわせて平成14年から据え置かれている議員報酬について議員のなり手不足の要因の一つとして調査検討を進めてきた。

本町議会は令和2年10月に、町民に開かれた議会の構築と町民から負託された期待に応えるための議会を目指して南幌町議会基本条例を制定し、条例第21条では「議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来予測等を踏まえ、町政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮し、南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成4年南幌町条例第1号）で定めるものとする。」と規定しており、今後も町民の町政への参画と開かれた議会を推進するとともに、議会基本条例を認識した上で、町民の負託に応えることが、議会及び議員の責務である。

このような状況を踏まえ、本特別委員会において議員定数及び議員報酬の現状と課題を整理し、今後の適正なあり方など様々な視点から調査検討を重ねてきた内容及び結果について報告する。

第2 議員定数報酬検討小委員会

1 小委員会の役割

①検討小委員会はまちづくり特別委員会において、議員定数及び議員報酬のあり方について検討を進めることを目的に、調査・研究を行い、協議資料素案を作成するため、南幌町議会会議規則第70条に基づき設置された小委員会である。

②小委員会構成 4名

西股副議長、家塚総務常任委員長、石川産業経済常任委員長、佐藤議会運営委員長

2 調査・研究事項

- ①議員のなり手不足と議員定数、議員報酬の関係性を確認する。
- ②南幌町議会議員報酬の現状を確認する。
- ③空知管内及び道内類似団体の定数及び報酬等の状況を確認する。
- ④アンケート調査などの実施による議員定数及び議員報酬に対する町民の意見等の把握を行う。
- ⑤議会の本会議、委員会、全員協議会などの会議開催日数及び行事等の議員の出席状況を確認する。

3 検討課題及び方向性

(1) 現在の状況

- 議員定数は平成19年4月に14人から11人に削減され、その後は改正されていない。
- 議員報酬は平成14年12月以降に条例本則による改定はされていない。
- 常任委員会の所管事務調査、特別委員会における各種調査検討、議会報告懇談会の開催など年間を通じて議会活動及び議員活動は増加傾向にある。

(2) 目指す方向性

- これまでの議員定数の改正経過を考慮しつつ、人口動態や類似団体の状況を踏まえた議員定数のあり方を検討する必要がある。
- 議会活動及び議員活動の状況を反映した議員報酬への改定を検討する。
- 多様な人材が議員になろうという意欲を持つことができる議員報酬のあり方を検討する。
- 議員活動に専念しながら、生活が成り立つ議員報酬のあり方を検討する。

(3) 現状と目指す方向性を踏まえた課題

- 複雑化する町政課題に対し、二代表制の議会機能を維持するための検討が必要である。
- 委員会審議機能を堅持するため、常任委員会数及び委員定数基準を考慮した議員定数の検討が必要である。
- 議員定数と議員報酬はそれぞれ別の論理で検討を行う必要がある。
- 議員報酬が平成14年11月以降は改定されていないことを踏まえた検討が必要である。
- 多様な人材が議員になろうという意欲を持つことができる議員報酬のあり方を検討する必要がある。
- これまでの全国地方議会における議員報酬の改定状況や消費者物価指数、社会経済情勢の変化を総合的に勘案した上で議員報酬を検討する必要がある。
- 議会評価提言者から意見聴取が必要である。

第3 議会及びまちづくり特別委員会としての取組

1 協議事項及び諮問答申

議員定数のあり方は特別委員会での協議を踏まえ、次期改選期に向けた方向性をまとめる。

議員報酬の改定は、総務省通知を踏まえた第三者機関の意見を聞くことにより一層の公正を期する必要があるため、「南幌町特別職報酬等審議会」への諮問について町長へ依頼する。また、議員報酬の改定は予算が伴うため、町理事者に対して説明を行い協議する。

■南幌町特別職報酬等審議会への諮問答申の流れ

議会 ⇒ 町長へ議員定数報酬検討内容の説明、協議及び審議会諮問依頼 ⇒ 町長から審議会へ諮問 ⇒ 審議会審査 ⇒ 審議会から町長へ答申 ⇒ 町長から議会へ答申内容の説明 ⇒ 議員報酬条例改正議案提案

■取組事項

- ①審議会への諮問から答申の流れや審議事項資料の協議と確認（総務課協議）
- ②議員報酬改定を検討するにあたり、改定の必要性とその根拠となる資料提示
- ③議員報酬改定の必要性と根拠資料をまとめた報告書を作成し、町理事者への説明を行い、町長に対して審議会への諮問を依頼する。
- ④答申に基づき「南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正協議を行う。

2 特別職の職員の給与について審議会への提出資料

（昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知）

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少なくともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

【資料項目】

- ① 近年における消費者物価上昇率
- ② 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額
- ③ 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- ④ 一般職の職員の給与改定の状況
- ⑤ 議会費の前5カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込

- ⑥ 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民 1 人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- ⑦ 議会議員の活動状況（審議日数）

3 協議予定スケジュール

R7. 6. 30 現在

時 期	内 容
令和 7 年	○議員定数を改正する必要性を協議 ○議員報酬を改正する必要性と留意点を整理・確認(原価方式による検討を進めるための必要な情報の確認・整理) ○議員報酬改定に関する情報収集(全国町村議会における報酬を改定した自治体の把握と改正内容の情報収集) ○平成14年11月以降の経済指標等の推移の確認（消費者物価指数等）、議員報酬改定に関する情報収集、経済指標等の推移の確認 ○議員定数報酬改正の必要性と根拠を整理し、報告書案を作成 ○まちづくり特別委員会で報告書案の内容を全議員に説明、今後の方向性について合意形成を図る。
令和 8 年	○町理事者に議会報告書により議員定数報酬の検討経過と検討内容を説明し、南幌町特別職報酬等審議会への諮問を依頼 ○審議会への諮問（議員報酬の改定を町長から諮問） ○審議会での審議（議会による検討報告書の説明） ○審議会から答申（審議結果を町長へ答申） ○町長から議長に答申結果の報告 ○令和 8 年第 4 回（12 月）議会定例会 町長提出議案「南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例議案を上程・審議 ○令和 9 年度新年度予算編成開始（議会事務局） 議員報酬改定後の議員報酬額により予算要求
令和 9 年	○令和 9 年第 1 回（3 月）議会定例会 町長提出議案「一般会計予算案」上程・審議 ○4 月 南幌町議会議員選挙 新議員任期開始 改定後議員報酬額適用

第4 南幌町議会議員定数の検討

1 南幌町議会議員の定数を定める条例

平成14年12月13日条例第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、南幌町議会議員の定数は、11人とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（南幌町議会議員の定数減少条例の廃止）

- 2 南幌町議会議員の定数減少条例（昭和30年条例第1号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前の南幌町議会議員の定数減少条例に基づく議会議員の定数については、附則第1項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月3日条例第1号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第24号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

2 議員定数の推移及び選挙の執行状況

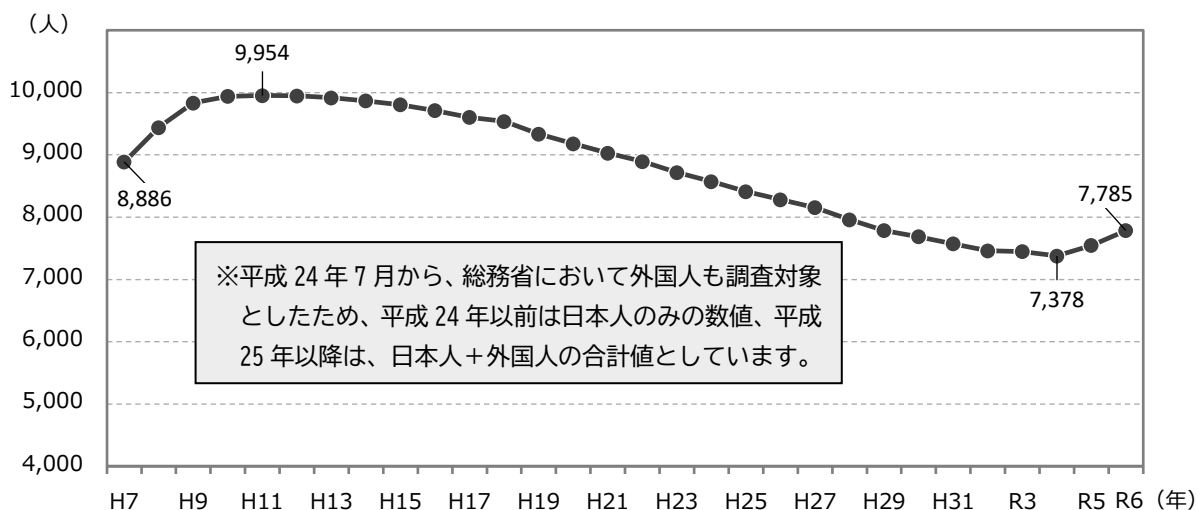
期 間	法定数	条例定数	立候補者数	選挙期日	投票率
昭和22年5月～30年4月	22	22	—	—	—
昭和30年5月～平成3年3月	22	16	—	—	—
平成3年3月～7年3月	22	16	17	H3.2.28	92.46%
平成7年3月～11年3月	22	16	16	H7.2.28	無投票
平成11年3月～15年3月	22	16	19	H11.2.28	87.31%
平成15年4月～19年4月	18 (上限数)	14	18	H15.4.27	79.27%
平成19年4月～23年4月	18 (上限数)	11	15	H19.4.22	74.74%
平成23年4月～27年4月	—	11	13	H23.4.24	68.45%
平成27年4月～31年4月	—	11	13	H27.4.26	64.56%
平成31年4月～令和5年4月	—	11	12	H31.4.21	61.30%
令和5年4月～令和9年4月	—	11	12	R5.4.23	56.79%

3 南幌町の人口動向

(1) 総人口の推移（南幌町創生総合戦略 R7.3 策定）

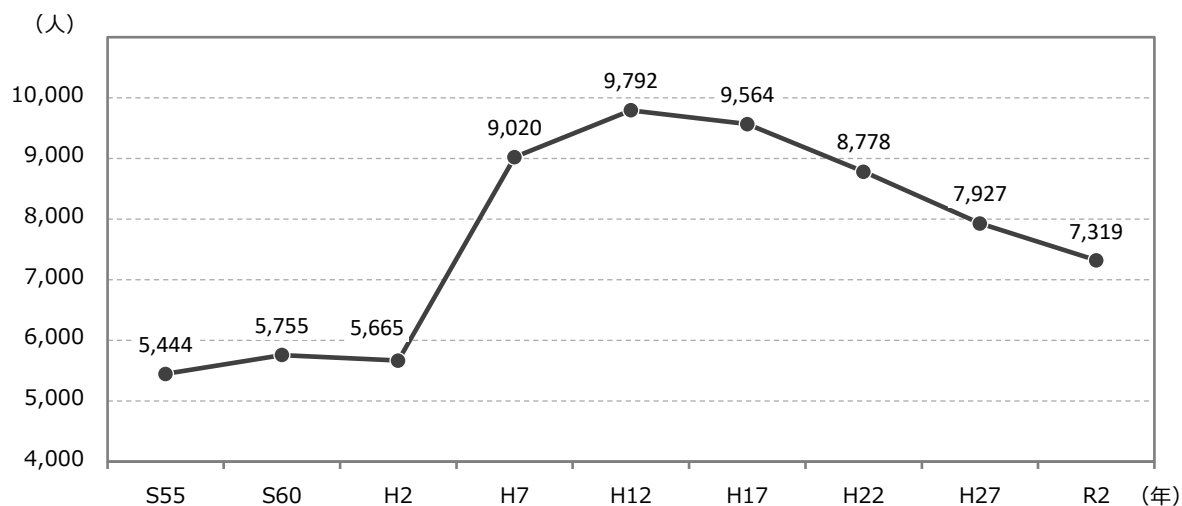
本町の総人口は、平成10（1998）年11月、1万人超えをピークにそれ以降は減少傾向にありましたが、令和4（2022）年から増加に転じており、令和6（2024）年1月1日時点（住民基本台帳）では7,785人となっています。

◆総人口の推移（住民基本台帳）◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

◆総人口の推移（国勢調査）◆



資料：国勢調査（総務省）※いずれも調査時点（10月1日）

（２）南幌町の将来人口シミュレーション（南幌町創生総合戦略 R7.3 策定）

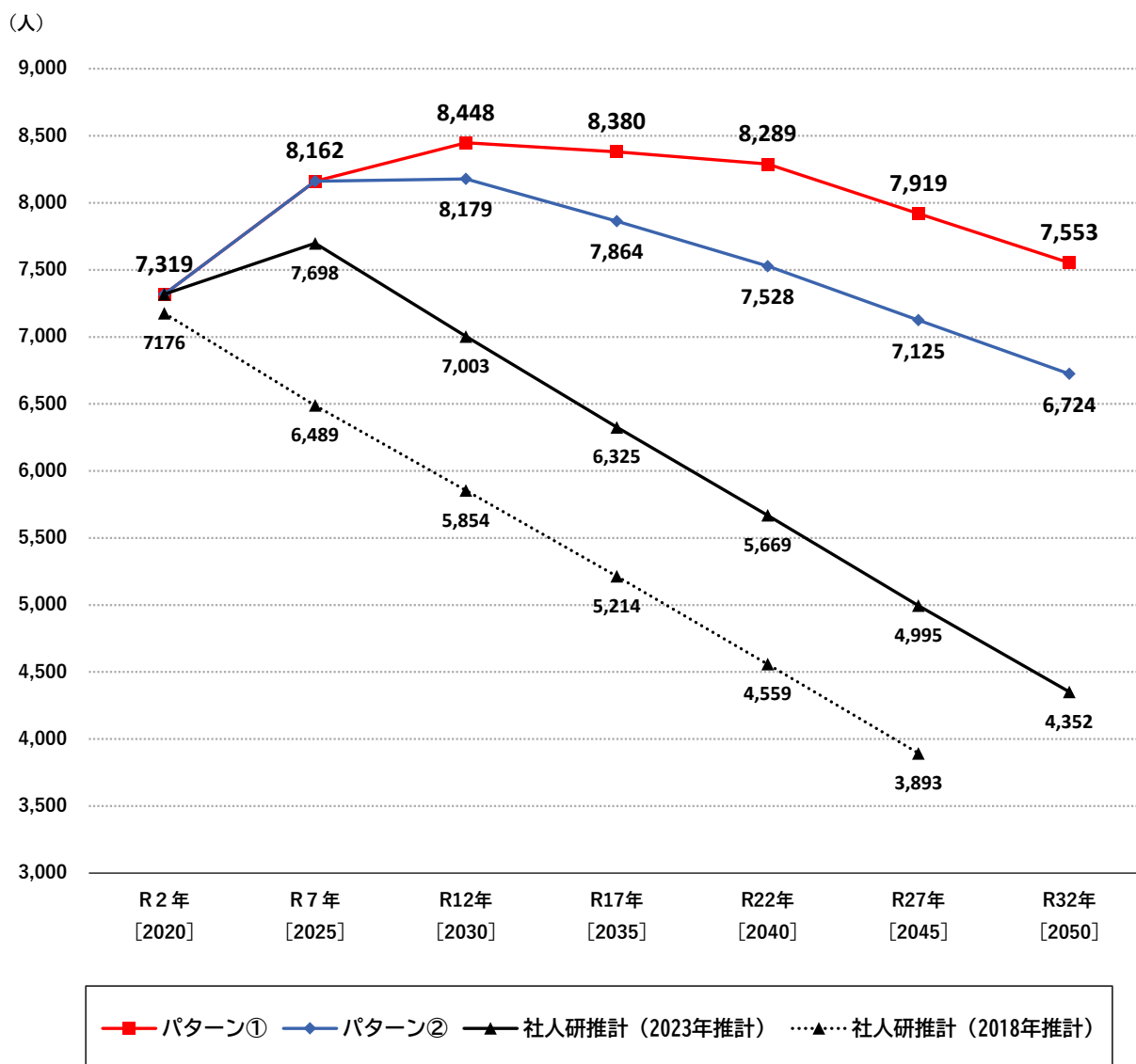
【パターン①】

- ◆社人研推計に対して、「宅地分譲の見込み」を加味して設定。
- ◆合計特殊出生率について、「国の設定に町の現状を踏まえた目標値」を設定。
- ◆純移動率について、「施策の効果を見込んだ純移動率の設定値」を設定。

【パターン②】

- ◆社人研推計に対して、「宅地分譲の見込み」を加味して設定。
- ◆合計特殊出生率について、「社人研推計（2023 年）の値」を設定。
- ◆純移動率について、「社人研推計（2023 年）の値」を設定。

◆南幌町の将来人口シミュレーション◆



◆南幌町の将来人口シミュレーション結果（パターン①）◆

	令和 2 年 [2020]	令和 7 年 [2025]	令和 12 年 [2030]	令和 17 年 [2035]	令和 22 年 [2040]	令和 27 年 [2045]	令和 32 年 [2050]
総人口	7,319	8,162	8,448	8,380	8,289	7,919	7,553
0～14歳	693	1,065	1,330	1,324	1,319	1,184	1,129
15～64歳	4,060	4,421	4,224	4,146	4,135	4,103	3,965
65歳以上	2,566	2,676	2,894	2,910	2,835	2,632	2,459

◆南幌町の将来人口シミュレーション結果（パターン②）◆

	令和 2 年 [2020]	令和 7 年 [2025]	令和 12 年 [2030]	令和 17 年 [2035]	令和 22 年 [2040]	令和 27 年 [2045]	令和 32 年 [2050]
総人口	7,319	8,162	8,179	7,864	7,528	7,125	6,724
0～14歳	693	1,065	1,234	1,135	1,025	887	833
15～64歳	4,060	4,421	4,071	3,854	3,719	3,657	3,488
65歳以上	2,566	2,676	2,874	2,875	2,784	2,581	2,403

◆社人研推計結果（2023 年推計）◆

	令和 2 年 [2020]	令和 7 年 [2025]	令和 12 年 [2030]	令和 17 年 [2035]	令和 22 年 [2040]	令和 27 年 [2045]	令和 32 年 [2050]
総人口	7,319	7,698	7,003	6,325	5,669	4,995	4,352
0～14歳	693	861	748	558	441	341	284
15～64歳	4,060	4,161	3,381	2,893	2,443	2,073	1,664
65歳以上	2,566	2,676	2,874	2,874	2,785	2,581	2,404

◆社人研推計結果（2018 年推計）◆

	令和 2 年 [2020]	令和 7 年 [2025]	令和 12 年 [2030]	令和 17 年 [2035]	令和 22 年 [2040]	令和 27 年 [2045]	令和 32 年 [2050]
総人口	7,176	6,489	5,854	5,214	4,559	3,893	—
0～14歳	613	499	393	321	260	197	—
15～64歳	3,955	3,185	2,447	1,900	1,489	1,226	—
65歳以上	2,608	2,805	3,014	2,993	2,810	2,470	—

※社人研推計結果（2018年推計）について、令和 2（2020）年の値は推計値。また、公表データは令和27（2045）年までとなっている。

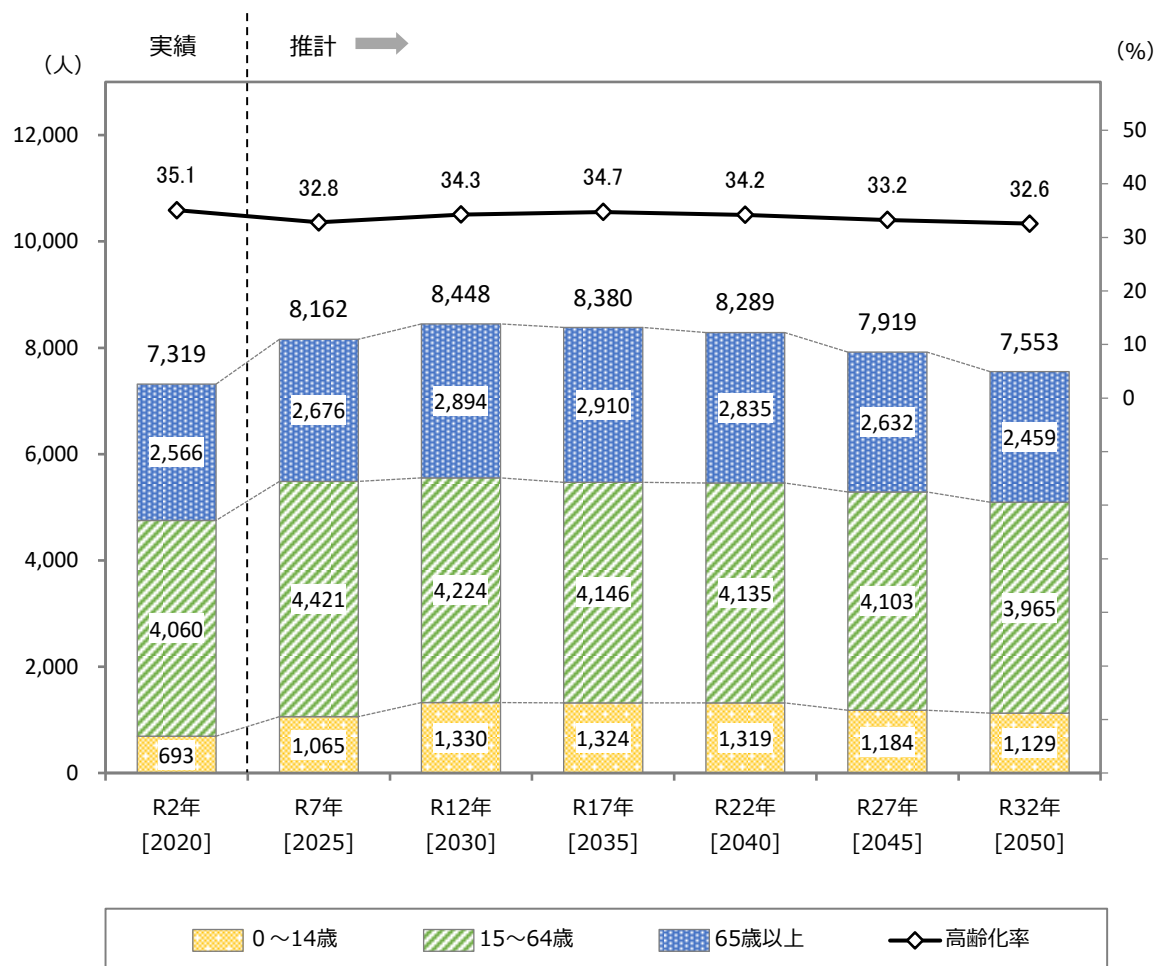
（３）南幌町の人口の将来展望（南幌町創生総合戦略 R7.3 策定）

これまでに見た本町の現状や人口推計等を勘案した結果、本計画においては、前述の「２．本計画における将来人口シミュレーション」における「パターン①」を南幌町の将来人口として採用し、次のとおり、人口の将来展望を設定します。

人口の将来展望の設定

- ◆ 子育て支援の充実や若者世代の移住・定住促進、地域産業の活性化等に寄与する様々な施策を展開することで、人口ビジョン対象期間の最終年である令和 32（2050）年の人口を 7,500 人以上と展望する。

◆本計画における町の人口の将来展望◆



4 道内町村議会議員定数の状況

①空知管内

NO	町村名	人口 (R7. 1. 1)	議員 定数 (R7. 4. 1)	議員1人 当たり住 民数
1	南幌町	7,933	11	721.1
2	奈井江町	4,704	9	522.7
3	上砂川町	2,360	8	295.0
4	由仁町	4,527	9	503.0
5	長沼町	9,937	12	828.1
6	栗山町	10,653	11	968.5
7	月形町	2,732	8	341.5
8	浦臼町	1,577	8	197.1
9	新十津川町	6,229	11	566.3
10	妹背牛町	2,565	9	285.0
11	秩父別町	2,182	9	242.4
12	雨竜町	2,044	9	227.1
13	北竜町	1,593	8	199.1
14	沼田町	2,798	10	279.8
	平均	4,417	9.4	441.2
	最大		12	968.5
	最小		8	197.1

【参考】

○類似団体区分

人口・産業構造による分類

南幌町 II-0

5,000人以上～10,000人未満

○全道町村議会議員定数 平均 10.6人
(R7. 7. 1現在) 最大 20人
最小 6人

○全国町村議会議員定数 平均 11.5人
(R7. 7. 1現在) 最大 20人
最小 5人

②類似団体

NO	町村名	人口 (R7. 1. 1)	議員 定数 (R7. 4. 1)	議員1人 当たり住 民数
1	今金町	4,444	12	370.3
2	せたな町	6,730	12	560.8
3	共和町	5,364	11	487.6
4	南幌町	7,933	11	721.2
5	新十津川町	6,229	11	566.3
6	当麻町	6,054	10	605.4
7	美瑛町	9,283	14	663.1
8	羽幌町	5,945	11	540.5
9	枝幸町	7,199	12	599.9
10	湧別町	7,901	11	718.3
11	大空町	6,441	12	536.8
12	安平町	7,214	12	601.2
13	むかわ町	7,221	11	656.5
14	新冠町	5,011	11	455.5
15	士幌町	5,690	12	474.2
16	鹿追町	4,928	11	448.0
17	新得町	5,503	12	458.6
18	清水町	8,755	13	673.5
19	大樹町	5,266	12	438.8
20	広尾町	5,880	13	452.3
21	池田町	5,906	12	492.2
22	本別町	6,046	12	503.8
23	足寄町	5,952	13	457.8
24	厚岸町	8,195	13	630.4
25	浜中町	5,246	10	524.6
26	標茶町	6,836	12	569.7
27	標津町	4,798	10	479.8
	平均	6,369	11.7	544.0
	最大		14	721.2
	最小		10	370.3

5 南幌町議会議員の考え方調査集計結果（議員定数）

○調査実施期日 令和7年6月集計

Q 議員定数は ①現状で良い ②減らしても良い ③増員すべき

回答結果	①現状で良い	10名（90.9%）
	②減らしても良い	1名（9.1%）
	③増員すべき	0名（0.0%）

理由

①現状で良い

現在の議員定数は、平成当初は16名、平成7年は16名で無投票となったが、その後は人口減少に伴い平成15年は14名、平成19年からは現在の11名でいずれも選挙となっている。時代背景に伴い住民の多様な意見を議会に反映するために何人の議員が必要かを考えるべきであり、議会が合議制機関としてのその機能を十分発揮できる定数を考えると、やみくもに減らすことを考えるべきではない。

また、議員報酬と議員定数は別の論理として考えるべきである。

（参考図書：令和6年3月町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機 全国町村議会議長会）

①現状で良い

現在の定数は多様な町民の声と向かい合い議会としての機能を維持する最低数である。増員すべきとの考えだが政治的判断に基づき現状維持とした。

これ以上の削減では委員会構成に影響する。一常任委員会の構成が現在数では最低基準だと考えている。議員数の削減はなり手不足解消とならないのでは。

①現状で良い

人口増加となっている。定数削減は住民の民意を反映させるという意義からもふさわしくないと考えます。

①現状で良い

本町は人口が増えていることもあり、現状の議員定数を保ちながら議会運営を維持していくことが望ましいと考える。

①現状で良い

現行より議員定数を削減すると、議員の負担感が増加すると思う。

各常任委員会構成のバランスを考えると現行定数が良いと考える。

①現状で良い

現在の人口からみても現状の数でちょうど良い。

議会活動する上で議長を除く数と委員会構成の面からちょうど良いと思う。

①現状で良い

委員会や一部事務組合、小会議など一議員に関わる業務量は年々増加傾向であり、定数を減らす場合は負担の増加が懸念される。

また町民の声を広く聴取するためにも定数減は得策とはいえないと考える。

①現状で良い

現在の体制で特に支障を感じたことはありません。ただし、議員数が減ると個々の負担が増える可能性があると感じます。私自身まだ経験が浅いため断定はできませんが、議員数を増やす必要性も今のところ感じておらず、現在の定数がちょうどよいのではないかと思います。

①現状で良い

人口規模（約7,800人）に対して11人という定数は、全国の町村議会の平均と比較しても標準的と考えます。定数を減らしすぎると委員会運営や多様な意見の反映が難しくなるため、現状はバランスが取れているといえます。

①現状で良い

近隣の町は削減しているが本町は人口が増えている状況なので、一人でも多くの議員の考えを取り入れるよう現状のままで良いと思う。

②減らしても良い

- ・ 町民の民意を反映すべき能力を持っていない議会の現状では、定数削減ありきの声がある。
- ・ 組織からの推薦議員、地域推薦議員の若手立候補が見えない限り、選ばれる議員（選挙で選出）とされるべき。
- ・ 高齢者の比率が高い議会として、生活のために議員に立候補している議員が多いといわれている。
- ・ 最小の偶数議員人数で最大の効果を上げる議会を望む声がある。

6 議員定数に関する今後の検討すべき事項（令和7年7月22日）

（1）定数の削減、現状維持、増員の比較

観 点	削減の場合	現状維持の場合	増員した場合
民意の反映	多様化が難しくなる	最低限の多様性担保が可能	意見吸い上げの余地がアップ
業務負担	一人当たりの負担増	現状の負担感で推移	会議・業務量の再配分が可能
委員会構成	最小基準割れのリスク	各常任委員会の構成維持	更に細分化した委員会編成が可能
選挙の競争性	非常に低くなるおそれ	現状の競争レベル維持	募集・選択肢の拡大

（2）提案するアクションプラン（行動計画）

①住民意向調査の実施

アンケート・ワークショップで「何名が適切か」「どこを補強したいか」を把握

②他自治体とのベンチマーク（水準や基準）

同規模町村の定数・委員会構成、選挙候補者数の比較分析

③若手・多様な人材の勧誘支援策

候補者説明会、議会インターンなどで「なり手」の底上げ

④議会機能評価の仕組みの活用

「議会活動量」「条例提案数」「住民の参加度」を見える化

⑤報酬体系の見直し検討

業務量・公務外の活動を考慮した報酬設計で、定数と論理的に切り離す

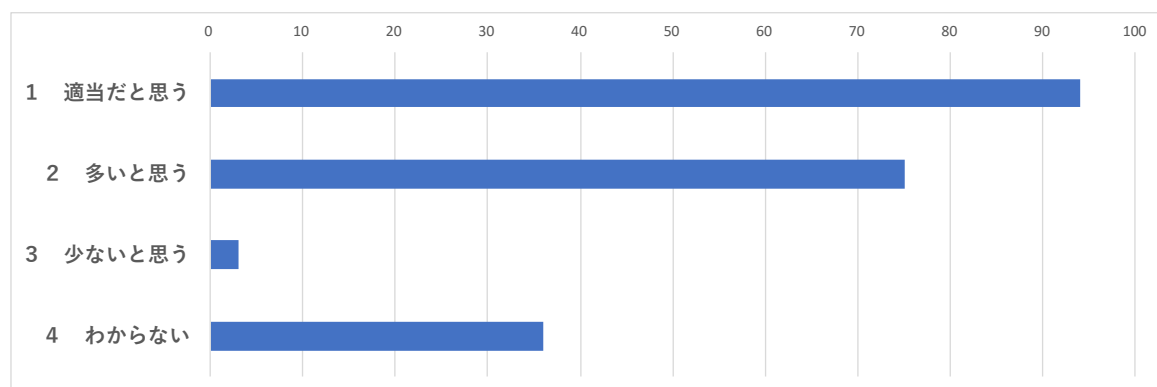
(3) 次のステップ

- ・調査結果と比較分析を持ち寄り定数について議論
 - ・議会懇談会等で住民に対し検討のプロセスを公開
 - ・議会運営委員会で評価指標の確定・導入を議論
- ◎ 住民の多様な意見を参考として、委員会運営と議員負担のバランスを両立できる定数を検討する。

7 町民アンケート結果（議員定数抜粋）

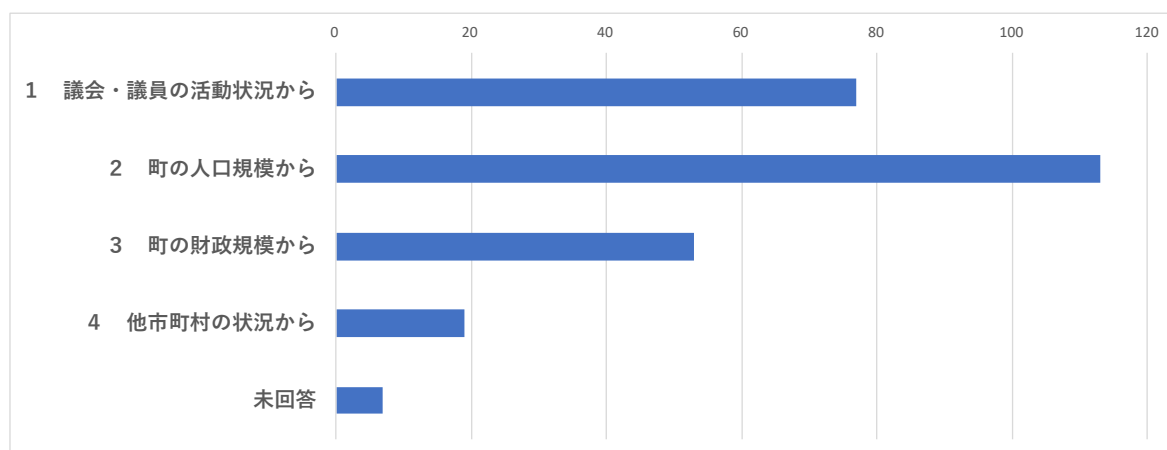
○実施年度 令和6・7年度
○目的 今後の効率的な議会運営の方向づくりと議員のなり手不足について検討するため2か年にわたり実施
○実施期間 R6.11.1～11.30、R7.8.15～R7.8.31
○回答数 213件（R6：111件、R7：102件）【対象者】町民18歳以上の方
○回答方法 R6用紙配布回収／R7インターネット回答受付
○回収率 R6町内3,400世帯に用紙を配布し111件の回答（回収率3.3%）／R7算定不可

6-1 あなたは議員定数の11人について、どう思いますか



R7（102件）+R6（106件）＝（208件）	合計人数	割合	R7（102件）		R6（106件）	
			人数	割合	人数	割合
1 適当だと思う	94	45.2%	41	40.1%	53	50.0%
2 多いと思う	75	36.1%	37	36.3%	38	35.8%
3 少ないと思う	3	1.4%	2	2.0%	1	1.0%
4 わからない	36	17.3%	22	21.6%	14	13.2%
合計	208	100.0%	102	100.0%	106	100.0%

6-1-1 前問で回答された理由（複数回答可）



R7（89件）+R6（95件）＝（184件）	合計人数	割合	R7（89件）		R6（95件）	
			人数	割合	人数	割合
1 議会・議員の活動状況から	77	41.8%	44	49.4%	33	34.7%
2 町の人口規模から	113	61.4%	58	65.2%	55	57.9%
3 町の財政規模から	53	28.8%	29	32.6%	24	25.3%
4 他市町村の状況から	19	10.3%	11	12.4%	8	8.4%
未回答	7	3.8%	3	3.4%	4	4.3%

その他の意見

- ・多様な考えの人たちで議会が構成されるべきと思うが何人いれば多様な考えの人を揃えられるかわからない。少なくとも若い人、女性をもっと増えるように考えるべき。
- ・これから発展していく町だから意見は多く出してほしい
- ・どのくらいが適正かわからない。
- ・内容を知らないから
- ・高齢の議員が多数で意見がかたよっていると思われるため、年齢の多極化をした方がいい

8 議員定数の検討結果

（1）現状と課題

地方議会の議員定数の定め方については、平成15年1月に法定定数制度が廃止され、人口区分に応じて議員定数の上限数を法律で定め、その数を超えない範囲内で条例により定数を定めることとなっていたが、平成23年には地方自治法の一部改正により議員定数の法定上限が撤廃され、地方議会が自主的な判断のもと、条例で定めることとなった。

本町議会では、平成19年4月から現行の定数である11名となり、改選期ごとの議会議員選挙の立候補者数では、平成19年は15名、平成23年は13名、平成27年は13名、平成31年は12名、令和5年は12名で、いずれも立候補者数が定数を上回り選挙が執行されている。

本町の人口動向は、平成10年11月の1万人をピークに、その後は減少傾向が続いていたが、令和4年から増加に転じており、令和8年5月1日時点では8,287人となっている。

本町が令和7年3月に策定した「総合戦略」における人口の将来展望では、令和12年をピークに減少傾向となるものの、様々な施策の展開により令和32年の人口を7,500人以上と設定している。

空知管内町村議会と令和7年時点で比較すると、平均人口4,417人、平均議員定数は9.4人で、類似団体の比較では平均人口6,369人、平均議員定数11.7人である。本町の人口7,933人、議員定数11名との比較では、議員1人当たりの住民数は721.1人で管内町村では3番目に多い水準となっている。

本町議会で実施した「各議員の現状における議員定数及び議員報酬に対する考え方について」の調査では、議員定数は「現状で良い」が10名、「減らしても良い」が1名という結果であった。現状で良いという意見の主なものは、「住民の多様な意見を反映させるために何人の議員が必要か考えるべき」、「一常任委員会の構成が現在数では最低基準だと考えている。議員数の削減はなり手不足解消とはならないのでは」、「本町は人口が増えている。現状の議員定数を保ちながら議会運営を維持していくことが望ましい」という意見がある。一方で減らしても良いという意見では、「町民の民意を反映すべき能力を持っていない議会の現状では、定数削減の声がある」、「高齢者の比率が高い議会として、生活のために議員に立候補している議員が多いといわれている」などの意見があった。

町民アンケート調査では、議員定数11人について、「適当だと思う」が45.2%、「多いと思う」が36.1%、「少ないと思う」が1.4%、「わからない」が17.3%であった。

本町議会議員選挙は、近年、定数を上回る立候補者数のため選挙が執行されているが、定数を大きく上回っていない状況であることや常任委員会委員数も2委員会5名ずつと議論をする上で最低限の人員となっている状況は、現役世代や子育て世代、高齢者や障がい者、誰でも議員選挙へ立候補しやすい環境を整え、議会で性別や年齢等を考慮した多様性重視の議論が展開されることが課題となっている。

(2) 検討結果

本町の人口は、近年子育て世代の移住が促進され、人口増加となっている状況や今後の推計においても、現人口規模を維持する展望となっている状況や空知管内町村や類似団体の平均人口に対する平均議員定数を比較しても、本町の人口規模に対する議員定数は少ない状況となっている。

また、現状では各常任委員会の委員は5名となっているが、議員定数の削減による常任委員会の委員が減少した場合に、充実した議論は困難となり、議会の審議機能を弱体化させるおそれがある。一定規模の人口に対する議員定数の削減は、議員の多様性も失われて、結果的に多様化する町民意見が反映されづらい町政、議会となる可能性がある。

このことを踏まえ検討した結果、本町議会の議員定数は現行11名を維持するべきであるとの考えで一致した。

今後も4年ごとの町議会議員任期中に本町の人口動態や他町村議会議員定数の状況を踏まえ、本町議会として町民意見の把握を行いながら議員定数の検証及び検討することが必要と考える。

第5 南幌町議会議員報酬の検討

1 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成4年3月23日条例第1号

(目的)

第1条 南幌町議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法については、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、次のとおりとする。

議長 月額 295,000円

副議長 月額 236,000円

常任委員長、議会運営委員長 月額 214,000円

議員 月額 195,000円

2 新たに就職した者に対する議員報酬は、その就職の日から日割をもって計算した額とする。任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときはその当月分の全額を支給する。ただし、その職を離れた月に再びその職についたときは、重ねてその月の議員報酬は支給しない。

3 職務の異動により、議員報酬の額に変更を生ずる場合におけるその当月の議員報酬は、従前の議員報酬の額を異動の日の前日まで日割りをもって計算した額と、異動後の議員報酬の額を異動の日から日割りをもって計算した額の合計額とする。

4 前項の規定により日割を要するときは、その当月分の暦日数より週休日の日数を差引いた日数を基礎として計算する。

5 南幌町議会会議規則（平成14年議会規則第1号）第2条による届出があったのち、議会活動及び議員活動ができる旨の届出があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の議員報酬月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。

(1) 欠席期間が90日以上180日未満 100分の25

(2) 欠席期間が180日以上270日未満 100分の50

(3) 欠席期間が270日以上 100分の75

6 前項の規定は、欠席期間が各規定日数を超える日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から欠席期間に相当する期間まで適用する。

7 議会活動及び議員活動のできない事由が公務災害等による療養のときは、前項の規定にかかわらず報酬月額の全額を支給する。

(議員報酬の支給日)

第3条 議員報酬の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で、休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(費用弁償)

第4条 議員が招集に応じ、又は委員会に出席し、その他公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の支給は、職員等の旅費に関する条例（令和7年南幌町条例第2号）第1条に規定する職員及び職員以外の者の例による。

(期末手当)

第5条 議員で6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日1月以内に任期が満了し、辞職し、除名され、死亡し又は議会の解散その他の事由により失職した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の232.5を乗じて得た額に、支給日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 在職期間が6月の場合 100分の100

(2) 在職期間が3月以上6月未満の場合 100分の60

(3) 在職期間が3月未満の場合 100分の30

3 前項の期末手当に係る在職期間の計算については、議員の任期満了等による選挙により再び議員となった者は、引続きその職にあったものとする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散、その他の事由による失職日の現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額に100分の115を乗じて得た額とする。

5 期末手当は、基準日から30日以内に支給する。

6 第2条第5項の規定が適用された場合の期末手当の計算に用いる報酬月額は、減額後の報酬月額とする。

附 則

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(以下附則略)

2 一般職と特別職の給与等の改定

(1) 一般職

人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告が行われている。

人事院の勧告に基づき国家公務員が改定する内容に合わせて、南幌町職員の給与等が改定されている。

(2) 特別職

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるものであり、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは性格を異にする。

したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げることは適当ではなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の意見を聞いて決定することとされている。

●町長、副町長、教育長	⇒	給料、	通勤手当、	期末手当、	寒冷地手当
●議会議員	⇒	報酬、	費用弁償、	期末手当	

一般職の例により支給（一律支給分）
審議会の諮問事項とはされていない

3 議員報酬に係る国の通知

(1) 特別職の報酬等について

昭和39年5月28日 自治給第208号
各都道府県知事宛 自治事務次官通知

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
 - 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置すること

が適当であること。

- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

(別 紙) ○○県(都道府) 特別職報酬等審議会条例準則(省略)

(2) 特別職の職員の給与について

昭和43年10月17日 自治給第94号
各都道府県知事宛 自治省行政局長通知

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」(昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治事務次官通知)の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものがあり、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分留意し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第204条および附則第6条の2の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従って、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事(市長村長)、副知事(助役)および出納長(収入役)(以下「三役」という。)に対して支給するものとするのは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会

に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当っては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることをしないよう充分配意すること。

別記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前5カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

（注）5～7は、議会議員のみに係るものである。

（3）特別職の報酬等について

昭和48年12月10日 自治給第77号
都道府県知事宛 自治省行政局公務員部長通知

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」（昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治務次官通知）及び「特別職の職員の給与について」（昭和43年自治給第94号各都道府県知事あて行政局長通知）の趣旨に沿って措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給与月額に一割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われことにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市（区）町村についても、この通知の趣旨に沿って適切なご指導を願いたい。

4 南幌町特別職報酬等審議会

(1) 南幌町特別職報酬等審議会条例

令和6年12月11日条例第23号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議するため、南幌町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、議会議員の議員報酬の額及び非常勤特別職職員の月報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額を審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、南幌町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 南幌町特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略50音順)

氏 名	役 職 等
上原 正希	星槎道都大学 教授
岡 真一	南幌町元議員会 会長
永原 隆夫	南幌町区長会 会長
林 裕司	南幌町農業協同組合代表理事組合長
本間 秀正	南幌町社会福祉協議会 会長
和田 修	南幌町商工会 会長

(3) 南幌町特別職報酬等審議会答申書（令和7年2月）

令和7年2月19日

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町特別職報酬等審議会

会長 林 裕 司

特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年12月27日付け、南総務号で諮問のあった、非常勤特別職職員の月報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について、南幌町特別職報酬等審議会条例（令和6年南幌町条例第23号）に基づき慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

1 報酬額等の改定について

特別職の報酬等の額は次に掲げる額に改定することが適当である。

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額（月額）

職 名	改定前	改定後	引き上げ額
町 長	754,000円	792,000円	38,000円
副 町 長	623,000円	655,000円	32,000円
教 育 長	571,000円	600,000円	29,000円

(2) 非常勤特別職職員の報酬の額（月額）

職 名		改定前	改定後	引き上げ額
教育委員	職務代理	41,000円	48,000円	7,000円
	委 員	39,000円	46,000円	7,000円
農業委員	会 長	53,000円	61,000円	8,000円
	会長代理	41,000円	48,000円	7,000円
	委 員	39,000円	46,000円	7,000円
監査委員	識見者	56,000円	65,000円	9,000円
	議会選出	44,000円	51,000円	7,000円

2 改定の実施時期 令和7年4月1日

3 答申にあたっての考え方

審議にあたっては、特別職の職務・職責を考慮しながら、これまでの報酬等改定経過やその間における行財政改革等の内容、空知管内の町村及び人口や産業構造が同規模である類似団体との比較、本町の財政状況などを踏まえて、総合的な観点から慎重審議を行った。

審議会においては、「適正水準の判断が難しい」、「将来町を発展させるという展望を考慮すべきである」、「次期行財政改革実行計画の具体的な内容を考察しながら判断しても遅くはない」などの意見が出されたが、最終的には、その職責の重さや困難性からそれに見合った額とすることが望ましく、町財政の状況も一定の改善が見られることや、現在の社会情勢や他の自治体の状況など踏まえ、報酬等の額について引き上げることとするという結論に達した。

(1) 町長、副町長及び教育長の給料

現在の町長、副町長及び教育長の給料については、平成26年4月1日から適用されている。空知管内町村と比較するといずれも下位であり、類似団体と比較しても平均以下の状況である。

こうした状況と併せて、町財政の状況について確認した。町の財政状況は、これまでの行財政改革実行計画等の取組により、財政健全化法による実質公債費比率等の財政指標は健全な数値となっており、町債残高や基金残高、実質収支などから見ても安定した財政状況であることが確認できた。

また、本町の一般職の職員を対象とした人事院勧告では、平成26年度から令和6年度の期間において5.13%の引き上げ率となっており、令和6年人事院勧告では若年層のみではなく、全ての職員給での大幅な増額改定が勧告されているところである。

こうした状況を総合的に勘案した上で、町長、副町長及び教育長の給料については5%程度の引き上げが妥当であるとの結論を得た。

(2) 非常勤特別職職員の報酬

現在の非常勤特別職職員の報酬については、平成17年4月1日から適用されている。空知管内町村と比較すると、ほとんどの委員において平均を下回っている状況である。

近年、本町においても、日常業務の多忙や定年延長等により、非常勤特別職職員の人材確保が難しくなっている状況にあり、その職務と職責を考慮すると優秀な人材確保のため、適正な報酬水準とすることが必要であることを確認した。

こうした状況から、非常勤特別職職員の報酬については、空知管内町村及び類似団体との比較などを踏まえ、削減措置前の平成14年11月の水準に戻すことが妥当であると判断し、15%程度引き上げるとの結論に至った。

4 その他（附帯意見）

- (1) 特別職の報酬等について、今後も社会情勢及び空知管内町等の動向等を見ながら考察する必要があるため1任期中に少なくとも1回は本審議会を開催することが望ましいと考えます。

- (2) 町長、副町長及び教育長においては、本町の持続的な発展を図るため様々な施策を展開しその成果が現れ始めていることについては評価しているところである。しかしながら、国全体における少子高齢化の急速な進行やインフラ整備、社会保障関係経費の増嵩など社会情勢の変化による対応が求められることから、今後においても、住民福祉の向上や魅力あるまちづくりの実現に向けて一層努力されることを切望し答申いたします。

5 政務活動費

(1) 政務活動費の概要

政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項並びに南幌町議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年南幌町条例第28号）及び南幌町議会政務活動費の交付に関する規程（平成25年南幌町議会規程第1号）に基づき、南幌町議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会議員に交付されるもので、その用途は議員が自主性に基づき決定するものである。

政務活動費の用途については、透明性確保の観点から、議員、自らが町民への説明責任を果たさなければならないため、議長に提出される収支報告書に領収書等の証拠書類を添付し、情報公開制度の対象とすることにより透明性の向上を図っている。

交付対象	・南幌町議会議員	条例第3条
交付額	・議員1人当たり年額96,000円 ※ただし、年度の途中で議員になったとき及び議員でなくなったときは条例の定めるところによりそれぞれ月割りによって計算した額	条例第4条
交付申請	・年度当初または任期開始当初に交付申請	条例第5条 規程第2条
交付請求	・政務活動実施後30日以内に請求	条例第7条
収支報告書等の提出	・収支報告書を作成し、領収書等の証拠書類を添えて、翌年度の4月30日までに提出 ※議員任期満了等の場合は、事由の生じた日の翌日から起算して30日以内に収支報告書等を提出	条例第8条
調査・是正	・議長は必要に応じ調査を行い用途の透明性を確保 ・条例等の規定に反する場合は是正・改善措置の勧告	条例第9条
返 還	・年度の途中で議員でなくなったときに月割りによって計算した額がすでに交付を受けた政務活動費を超えたときは、その超えた額を返還	条例第10条
収支報告書等の保存	・議長は収支報告書を5年間保存 ・議員は会計帳簿を調製、証拠書類等を整理し5年間保存	条例第11条 規程第8条
収支報告書の公開	・南幌町情報公開条例の規定により何人も公開請求が可能	条例第11条

(2) 政務活動費執行の原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、議員の責任において適切に取り扱うこととしている。

- 政務活動（町政に関する調査研究その他の活動）目的であること。
- 政務活動の必要性があること。
- 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- 適正な手続きがなされていること。
- 支出についての説明ができるような書類等が整備されていること。

（３）政務活動費の執行状況

（単位：円）

年度	交付決定額	執行額	執行率	年度	交付決定額	執行額	執行率
令和７年度	1,056,000	134,400	12.7%	平成30年度	1,056,000	558,707	52.9%
令和６年度	1,056,000	454,048	43.0%	平成29年度	1,056,000	564,760	53.5%
令和５年度	968,000	77,275	8.0%	平成28年度	1,056,000	49,500	4.7%
令和４年度	1,056,000	638,210	60.4%	平成27年度	968,000	656,537	67.8%
令和３年度	1,056,000	138,040	13.1%	平成26年度	960,000	665,470	69.3%
令和２年度	1,000,000	46,610	4.7%	平成25年度	1,056,000	649,955	61.5%
令和元年度	968,000	417,050	43.1%	平均	1,024,000	388,505	37.9%

（４）全国町村議会の政務活動費の状況

①政務活動費の交付に関する条例の制定状況

（単位：団体）

全町村数	交付に関する条例の制定	
	制定している	制定していない
926	209	717
100.0%	22.6%	77.4%

出典：全国町村議会実態調査（R7.7.1現在）

②政務活動費の１人当たり交付額（月額）

（単位：団体）

交付対象	平均 交付額 （円）	交付額					
		5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 1.5万円未満	1.5万円以上 2万円未満	2万円以上	合計
議員	10,139	7	39	46	8	15	115 55.0%
会派	10,410	0	10	10	3	3	26 12.4%
会派及び議員	8,985	4	10	15	2	2	33 15.8%
会派又は議員	8,909	3	15	13	0	4	35 16.7%
合計	9,785	14 6.7%	74 35.4%	84 40.2%	13 6.2%	24 11.5%	209 100.0%

出典：全国町村議会実態調査（R7.7.1現在）

6 南幌町議会議員及び特別職報酬額等の推移

(月額／単位：千円)

N0	区分		H14. 11 現在	H14. 12	H16. 4	H17. 4	H26. 4	R7. 4
1	町長		870	844 ▲3.0%	⇒	⇒	754 ▲10.7%	792 +5.0%
2	副町長		695	675 ▲2.9%	⇒	⇒	623 ▲7.7%	655 +5.1%
3	教育長		637	618 ▲3.0%	⇒	⇒	571 ▲7.7%	600 +5.1%
4	議会議員	議長	299	295 ▲1.3%	⇒	⇒	⇒	⇒
5		副議長	239	236 ▲1.0%	⇒	⇒	⇒	⇒
6		委員長	216	214 ▲0.9%	⇒	⇒	⇒	⇒
7		議員	196	195 ▲0.5%	⇒	⇒	⇒	⇒
8	教育委員	職務代理	48	⇒	46 ▲4.2%	41 ▲10.9%	⇒	48 +17.1%
9		委員	46	⇒	44 ▲4.3%	39 ▲11.4%	⇒	46 +17.9%
10	農業委員	会長	61	⇒	59 ▲3.3%	53 ▲10.2%	⇒	61 +13.2%
11		会長代理	48	⇒	46 ▲4.2%	41 ▲10.9%	⇒	48 +17.1%
12		委員	46	⇒	44 ▲4.4%	39 ▲11.4%	⇒	46 +17.9%
13	監査委員	識見者	65	⇒	63 ▲3.1%	56 ▲11.1%	⇒	65 +16.1%
14		議会選出	51	⇒	49 ▲3.9%	44 ▲10.2%	⇒	51 +15.9%

※平成10年12月までは空知支庁管内町村特別職報酬等審議会の答申に基づき改正されている。

※平成14年12月改正は国家公務員の給与改定に伴い改正されている。

【附則による給料等月額の減額】

○常勤特別職

期 間	内 容
H16. 1. 1～H17. 3. 31	町長 10%、助役 8%、教育長 7%
H17. 4. 1～H18. 3. 31	町長 25%、助役 15%、教育長 13%
H18. 4. 1～H19. 3. 31	町長 25%、助役 15%、教育長 13%
H19. 4. 1～H20. 3. 31	町長 25%、副町長 15%、教育長 13%
H20. 4. 1～H21. 3. 31	町長 25%、副町長 15%、教育長 13%
H21. 4. 1～H22. 3. 31	町長 25%、副町長 15%、教育長 13%
H22. 4. 1～H26. 3. 31	町長 35%、副町長 25%、教育長 20%

○議会議員

期 間	内 容
H17. 4. 1～H19. 4. 26	10%
H21. 5. 1～H23. 4. 26	20%
H23. 6. 1～H25. 4. 30	20%
H25. 5. 1～H26. 3. 31	10%

7 全国及び全道の町村議会議員報酬の現状

（１）全国町村議会実態調査の概要（R7. 7. 1 現在）

- ① 議員報酬月額の全国平均は、議長301,111円、副議長244,934円、議員222,740円、常任委員長228,860円、議会運営委員長229,161円である。

なお、町村長の平均給料額は741,219 円である。

- ② 議員報酬の町村長給料に対する割合は、全国平均で議長40.6%、副議長33.0%、議員30.1%である。

- ③ 議員報酬額の状況

(単位：円)

職名	平均議員報酬月額		人口段階別			
	令和 6 年	令和 7 年	5千人未満	5千人以上～ 1万人未満	1万人以上～ 1.5万人未満	1.5万人以上 ～2万人未満
議長	297,785	301,111	267,771	294,924	310,848	329,424
副議長	241,871	244,934	214,630	239,265	253,163	271,347
常任委員長	225,933	228,860	198,653	223,267	236,707	255,397
議会運営委員長	226,273	229,161	198,950	222,986	236,707	255,147
議員	219,761	222,740	191,624	217,667	232,253	250,019
(参考)町村長	738,130	741,219	698,751	737,506	756,126	774,455

(2) 北海道町村議会実態調査の概要 (R7. 7. 1 現在)

(単位：円)

職名	南幌町	空知管内平均	道内類似団体平均	全道平均
議長	295,000	280,571	288,422	278,080
副議長	236,000	223,286	231,259	223,424
常任委員長	214,000	203,000	208,881	203,350
議員	195,000	186,214	192,244	189,866
(参考)町村長	792,000	817,571	761,844	746,561

(3) 議員報酬役職加算の状況

①全国及び全道町村議会の平均報酬額役職加算の状況

(単位：円)

区分	議 員	常任委員長	副議長	議 長	町村長 (参考)
南幌町報酬額	195,000	214,000	236,000	295,000	792,000
加算率	—	9.7%	21.0%	51.3%	306.2%
全国報酬額	222,740	228,860	244,934	301,111	741,219
加算率	—	2.7%	10.0%	35.2%	232.8%
全道報酬額	189,866	203,350	223,424	278,080	746,561
加算率	—	7.1%	17.7%	46.5%	293.2%
道内類似団体報酬額	192,244	208,881	231,259	288,422	761,844
加算率	—	8.7%	20.3%	50.0%	296.3%
空知管内報酬額	186,214	203,000	223,286	280,571	817,571
	—	9.0%	19.9%	50.7%	339.0%

※令和7年度全国町村議会実態調査 (R7. 7. 1現在)

(4) 道内で近年議員報酬を増額改定した町村議会の平均改定率

(令和5～7年度の3年間)

団体数	議長	副議長	常任委員長	議運委員長	議員
44	11.7%	13.2%	13.4%	13.6%	14.8%

※令和7年度全国町村議会実態調査 (R7. 7. 1現在)

（５）今後議員報酬の増額改定を予定している町村議会

- 新聞報道や議会ホームページに掲載されている調査報告書等から情報を抜粋しているため、議会等での審議の過程や改正条例が議決されていない内容である。

(単位：千円)

町村名	人口 R7. 1. 1	改定時期	区分	現行額	改定後額	増加額	増加率
栗山町	10,653	R9. 4	議長	300	398	98	32.7%
			副議長	239	324	85	35.6%
			委員長	212	286	74	34.9%
			議員	196	249	53	27.0%
芽室町	17,773	R9. 4	議長	306	455	149	48.7%
			副議長	244	384	140	57.4%
			委員長	224	356	132	58.9%
			議員	204	300	96	47.1%
池田町	5,906	R9. 4	議長	296	321	25	8.4%
			副議長	234	253	19	8.1%
			委員長	204	221	17	8.3%
			議員	185	200	15	8.1%
別海町	13,964	R9. 4	議長	306	348	42	13.7%
			議員	222	253	31	14.0%

8 議員報酬の検討にあたっての比較方式

●現行報酬額

(単位：千円)

増減率	議 員	委員長	副議長	議 長	予算額	予算額 増減率
—	195	214	236	295	47,194	—

※予算額は報酬、期末手当、共済負担金の合計額である。

（１）消費者物価指数を参考とした考え方

- 北海道地方の消費者物価指数（令和2年度指数100）を基準に現行の議員報酬改正年度である平成14年度の93.4と令和7年度の114.0の差+20.6を現行に乗じる。

(単位：千円)

増減率	議 員	委員長	副議長	議 長	予算額	予算額 増減率
20.6%	235	258	284	355	56,829	—
増減額	40	44	48	60	9,635	17.7%

（２）最低賃金の増減率を参考とした考え方

- 北海道の最低賃金を基準に現行の議員報酬改正年度である平成14年度の637円と令和7年度1,075円の増減率+68.7%を現行に乘じる。

(単位：千円)

増減率	議 員	委員長	副議長	議 長	予算額	予算額 増減率
68.7%	328	361	398	497	77,947	—
増減額	133	147	162	202	30,753	56.5%

（３）道内町村議会類似団体議員報酬との比較

- 令和6年度決算統計 道内類似団体（Ⅱ-0 27町、人口5千人以上1万人未満）における議員報酬平均額（R7.7現在）との比較で平均額192,244円、▲1.4%を基準とする。

(単位：千円)

増減率	議 員	委員長	副議長	議 長	予算額	予算額 増減率
▲ 1.4%	192	211	232	290	46,241	—
増減額	▲3	▲3	▲4	▲5	▲ 953	▲ 1.8%

（４）全国町村議会議員報酬との比較

- 全国町村議会議員報酬平均額（R7.7現在）との比較で、平均額222,740円、+14.2%を基準とする。

(単位：千円)

増減率	議 員	委員長	副議長	議 長	予算額	予算額 増減率
14.2%	222	244	269	336	53,502	—
増減額	27	30	33	41	6,308	11.6%

（５）全道町村議会議員報酬との比較

- 全道町村議会議員報酬平均額（R7.7現在）との比較で、平均額189,866円、▲2.6%を基準とする。

(単位：千円)

増減率	議 員	委員長	副議長	議 長	予算額	予算額 増減率
▲ 2.6%	189	208	229	287	45,669	—
増減額	▲6	▲6	▲7	▲8	▲1,525	▲ 2.8%

（６）一般職員の給与改定額との比較

- 本町一般職の高卒初任給を基準に現行の議員報酬改正年度である平成14年度の141,900円と令和8年度200,300円の増減率+41.1%を現行に乗じる。

(単位：千円)

増減率	議 員	委員長	副議長	議 長	予算額	予算額 増減率
41.1%	275	301	332	416	66,431	—
増減額	80	87	96	121	19,237	35.4%

（７）議員活動量に応じた算定（原価方式）との比較

- 議員活動量の割合に、首長の給与月額を乗じた算定（全国町村議会議長会ガイドブック参照）を参考とした考え方での比較で、算定結果である257,075円、+31.8%を基準とする。

(単位：千円)

増減率	議 員	委員長	副議長	議 長	予算額	予算額 増減率
31.8%	257	282	311	388	62,064	—
増減額	62	68	75	93	14,870	27.3%

●全国町村議会議長会 原価方式算定 ※（ガイドブック R7.5 発行）参照

① 議会活動の日数

【集計期間】 令和7年4月～令和8年3月

【区 分】 4時間未満を半日で計算した場合の日数 70日

定例会	臨時会	総 務	産 経	議 運	広 報	まち特	全員協	予特 決特	その他	合 計
4.0	2.5	5.5	4.0	7.0	7.5	2.5	4.5	4.0	28.5	70日

- 本会議、委員会、全員協議会、議員派遣、法定外会議（議員懇談会等）、議会としての住民対話（議会報告懇談会、議会懇談会、意見交換会等）、研修会への出席、他自治体視察受入対応、その他の議会活動

※ その他活動の内容

議員としやべり場、評価提言者会議、農作物作況調査、マニフェスト小委員会、デジタル化検討小委員会、議員定数報酬検討小委員会、全道町村議会議長会議員研修、空知町村議会議長会議員研修、岩見沢市議会視察議会懇談会、会議システムデモンストレーション、多良木町等視察、議員財政研修会、小学生議場見学会、議会報告懇談会、視察対応、議会ハラスメント防止研修、南空知4市5町議員研修会 など

② 議員活動の日数

【集計期間】 令和7年10月～令和8年3月

【集計方法】 議長を除き、各月、最小値と最大値を除いた議員8名の平均値の積算

○ 日常の議員活動

①の議会活動に付随する活動（議案の精読・作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）、議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）、当該町村や各種団体主催の公的行事への出席、その他の議員活動

○ 対象外活動

政党の活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動

○ 6か月の議員活動時間 119時間×2＝238時間（年間換算）

$$238 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} \div 29.8 \text{ 日}$$

③ 議員報酬の算定式

○ 首長の職務遂行日数は年間365日－60日（土日祝日120日÷2）＝305日

①議会活動70日＋②議員活動29.8日＝99.8日≒99日で算定

■ 議会・議員の活動日数 99日／首長の職務遂行日数 305日×

首長の給料 792,000円＝議員報酬額 257,075円

（8）比較検討結果

● 全国町村議会議長会の原価方式（ガイドブック R7.5 発行）を用いた算定による議員報酬の改定とする。

① 議員活動量に応じた算定（原価方式）結果を基準として算定する。

② 議員活動量の調査が6か月間で、初めての調査であることを踏まえて、議会活動に付随する議員活動及び公的行事への出席は算定に含めるが、議員としての住民対話、その他の議員活動に区分される活動は除き再算定をする。

○ 除外する6か月の議員活動時間 24時間×2＝48時間（年間換算）

$$48 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} \div 6.0 \text{ 日}$$

④ 議員報酬の再算定式

○ 首長の職務遂行日数は年間 365 日 - 60 日（土日祝日 120 日 ÷ 2） = 305 日
 ①議会活動 70 日 + ②議員活動 29.8 日 - ③除外 6.0 日 = 93.8 日
 ≒ 93 日 で再算定

■議会・議員の活動日数 93 日 / 首長の職務遂行日数 305 日 ×
 首長の給料 792,000 円 = 議員報酬額 241,495 円

● 再算定結果 241,495 円、+23.8% ≒ +20.0% を基準とする。

● 議員活動量に応じた算定（原価方式）議員報酬額 増減率
 31.8% ⇒ 20.0% 約 2/3

● 調査期間が 6 か月であることなどを踏まえ 3 分の 2 を乗じた考え方とする。
 算定結果 257,075 円、31.8% の 2/3 = 21.2 ≒ +20.0%

（単位：千円）

増減率	議 員	委員長	副議長	議 長	予算額	予算額 増減率
20.0%	234	256	283	354	56,259	—
増減額	39	42	47	59	9,065	16.7%

9 南幌町議会議員の考え方調査集計結果（議員報酬）

○調査実施期日 令和7年6月集計

Q 議員報酬は ①増額すべき ②減額しても良い ③現状で良い

回答結果	①増額すべき	8名（72.7%）
	②減額しても良い	1名（9.1%）
	③現状で良い	2名（18.2%）

理由

①増額すべき

議員報酬を議論するときに考えなくてはならないのが、議員のなり手不足をどのように解消するか、その要因は何があるかを考える必要がある。その要因は多岐にわたっており、議会だけではなく町全体として、都道府県、更には国が取り組むこともある。

議員のなり手不足の要因のひとつとして、低額な議員報酬が考えられる。これから議員を志す方に、良い環境を整えるのが現議員の責任でもあり、議会改革において数々の取組を進め、魅力ある議会にしていくことが重要である。そこには、地域住民に理解をされ、信頼のある議会となる必要がある。

①増額すべき

二元代表制の下で議会がその役割を果たすためには若い世代が魅力を感じ、生活できる（生活給の考え方）議員報酬が必要。町民の理解を得るためにどうするか？時間をかけ合意を得る必要があると思う。

①増額すべき

町村議員の議員報酬は少ない。なり手不足問題の解決や十分な議会活動を保証し、生活ができる報酬になるよう全国議長会の提案に合わせて実施するよう望む。

①増額すべき

町議会選挙を行う度に投票率は低下してきており、近い将来議員のなり手不足につながる可能性を秘めていると感じる。多くの人々が議員活動しやすくしていくためには報酬の増額も必要と思う。

①増額すべき

現状の報酬額は、20年以上変わらずに続いている。かつてより物価が高騰し賃金も上昇している中で、議員報酬だけが置き去りになっていた。議員のなり手不足を補うだけでなく、職務の重要性を示す上でも報酬の引上げはすべきである。

①増額すべき

近年の物価高騰を考慮しても増額が妥当と考える。議員のなり手不足にも大きく影響しており早急に対応すべきと考える。

①増額すべき

全町村議会の平均的な議員報酬と比べて、南幌町の報酬はやや低い。報酬が低すぎると、若年層や現役世代の立候補が難しくなり、「なり手不足」の一因ともなります。町民アンケートでも報酬増額に対しては厳しい意見は少なかった。

実際、全国的にも報酬水準の見直しが議論されているので、今後、議会定数や報酬見直しを検討する場合は、住民との対話や活動実績の「見える化」を通じて、信頼と納得を得ながら進めることが重要と思う。

①増額すべき

若い方が議員になるためには、生活ができ得る額の報酬が必要であると思う。議員の活動も増えてきており、他の仕事の片手間でできるような活動ではなくなっていると思う。また、議員には社会保障制度が無いことから、将来が不安であれば議員になれないと思う。

②減額しても良い

むやみに減額するのではなく、例えば委員会の回数を見直す、公務全般をできる限り効率化する、オンラインでの開催を取り入れるなどにより、夜間や早朝の時間帯を使うことが可能になれば、現役世代でも短時間の関わりで議会活動に参加できる可能性が広がるのでは？こうした取り組みの導入は、一つの選択肢として検討の価値があると考えます。

また、「報酬が多いから立候補する」といった動機で議会に入ってくる人が増えることは、私自身あまり望ましいとは思えません。

③現状で良いが、増額も検討

地方議会議員は、選挙という不確実性の高い制度によって選出され、任期は原則として4年間、このような制度上、たとえ高額な報酬が支払われるとしても、落選すればその地位と報酬は喪失するという不安定さがあることもからも、職業を掛け持ちして議員活動される方が増えるのではないかと考える。

議員報酬の引き上げをもって職務の安定性やなり手不足を解消することには限界があると思うが、社会情勢の変化などから鑑みて、増額の検討も必要という場合は、報酬の適正性を議員活動日数や実績、職務遂行の内容等との整合性も合わせて検討することが、持続可能な制度設計の観点から必要ではないか。

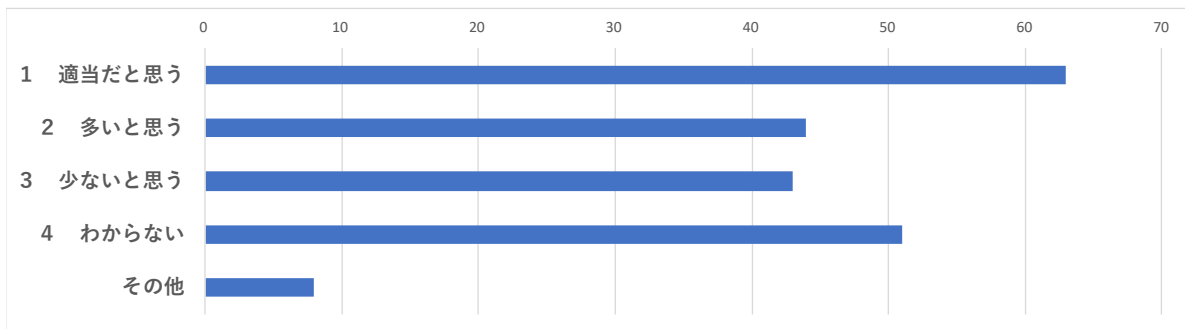
③現状で良い

- ・現状（高齢者比率の高い）を考えると報酬増を打出せない環境下にある。
- ・報酬増の改定をしても、若手が立候補してくれるか未知数である。
- ・議会と自職が両立でき、兼業が可能で厚生年金か退職金の保証制度確立が必要である。
- ・町民目線では諸物価高騰分の改定増額しか望めないと思う。

10 町民アンケート結果（議員報酬抜粋）

○実施年度 令和6・7年度
 ○目的 今後の効率的な議会運営の方向づくりと議員のなり手不足について検討するため2か年にわたり実施
 ○実施期間 R6.11.1～11.30、R7.8.15～R7.8.31
 ○回答数 213件（R6：111件、R7：102件）【対象者】町民18歳以上の方
 ○回答方法 R6用紙配布回収／R7インターネット回答受付
 ○回収率 R6町内3,400世帯に用紙を配布し111件の回答（回収率3.3%）／R7算定不可

7-1 あなたは、議員報酬の月額195,000円について、どう思いますか

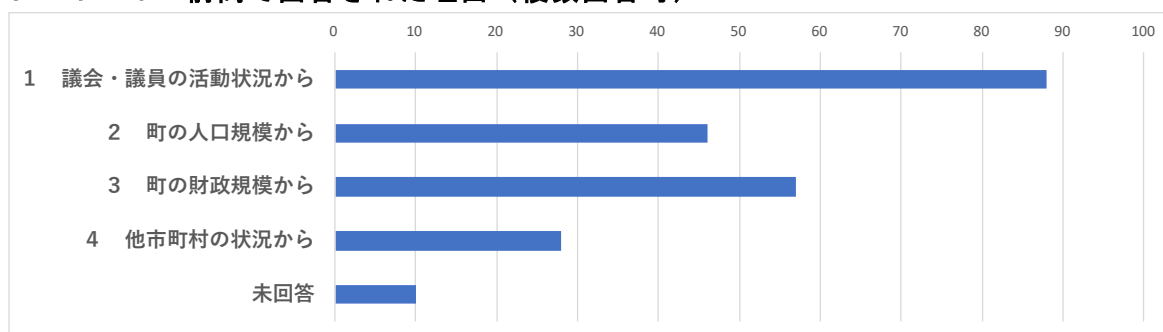


R7（102件）+R6（107件）＝（209件）	合計人数	割合	R7（102件）		R6（107件）	
			人数	割合	人数	割合
1 適当だと思う	63	30.1%	28	27.5%	35	32.7%
2 多いと思う	44	21.1%	27	26.5%	17	15.9%
3 少ないと思う	43	20.6%	19	18.6%	24	22.4%
4 わからない	51	24.4%	24	23.5%	27	25.2%
その他	8	3.8%	4	3.9%	4	3.8%
合計	209	100.0%	102	100.0%	107	100.0%

その他の意見

- ・今の物価から見て25万円以上が良いと思う。
- ・活動量（議員個別で違うが）と責任を常に担っている議員には、低いと思う。
- ・活動費が含まれているなら少ないと思う。
- ・月額は少ないように見せかけて、他に手当が沢山出て年収は多額なんですよ？
- ・議員報酬は月給ではないのだから、月額で決まっているのはおかしい。その働きと貢献に対して町の財政に負担にならない額を取り組みごとに調査すべき。
- ・日当制や出来高制にしたらいと思う
- ・自身の仕事と並行するしかなく、議員活動に注力することができない水準の金額。報酬の低さが議員になるための第一のハードルと思う。

7-1-1 前問で回答された理由（複数回答可）



R7 (87件) + R6 (92件) = (179件)	合計人数	割合	R7 (87件)		R6 (92件)	
			人数	割合	人数	割合
1 議会・議員の活動状況から	88	49.2%	52	59.8%	36	39.1%
2 町の人口規模から	46	25.7%	25	28.7%	21	22.8%
3 町の財政規模から	57	31.8%	37	42.5%	20	21.7%
4 他市町村の状況から	28	15.6%	7	8.0%	21	22.8%
未回答	10	5.6%	4	4.6%	6	6.6%

回答が一人だけだったもの

- ・議員のなり手が不足するなか、若い世代の興味や実際に議員になった時の不安もあると思うので、そのような不安解消に繋がればと考える。
- ・単純に人口や他市町村と比較できないと思う。地域で状況が違う。
- ・若い人になるためには、生活が出来ないと思うから。
- ・生活しづらいのでは、議員さんには住民の身近なことや将来のこと等を担っていただいている。なるべく優秀な人に任せたいが、一般論として報酬が安ければ優秀な人材は集まらない。
- ・本来の議会の機能が発揮されていれば、もっと多くてもと思うが、現状では、多いと思う。
- ・会社員のように毎日出勤して働いているわけではないと思うので、適当か高いと思います。
- ・社会人の常識をもって活動できる人材を議員とするために金額を倍にする
- ・常時議会活動をしているわけではなく、本職を持たれてる方もいる中でこの金額は高いと思う。議員数が減り個々の活動時間が多くなるのであれば議員報酬を増額してもいいとは思う。
- ・成りて不足の解消にはならないかもしれませんが、公選職に就任することは名誉であることを分かってもらいたいため
- ・毎日働いてもそのくらいの金額しかもらえない町民がいる中で片手間でやられている方が多いと聞いたのでこの金額は多いと思う。
- ・議員の担い手不足を解決するには、報酬面が一つの課題
- ・判断基準がわからない

11 議員報酬の検討結果

現在、町村議会が直面している最大の課題は、議員のなり手不足問題である。令和5年4月までの4年間に於いて、全国926町村のうち4分の1を超える254町村が無投票となり、そのうち31町村が定数割れという極めて厳しい状況にある。なり手不足問題は、様々な要因が絡み合っているが、その大きな要因の一つが低額な議員報酬にあると考えられている。

町村の議員報酬が低額となっている原因は様々存在するが、その一つとして、全国町村議会議長会が昭和53年に議員報酬の全国標準を長の給料月額約30%として示したことが影響していると考えられる。それ以降永きにわたり、ほとんどの町村議会において報酬額が据え置かれたままであり、低水準であると指摘されている。

地方分権改革の進展や各議会における議会改革の取組により、町村議会議員の活動量は増加しているが、議員報酬の水準は30年以上ほぼ変化のないままとなっており、本町議会においても平成14年に現在の議員報酬額に改定されて以降、現在まで24年間にわたり議員報酬は改定されていない状況である。

全国町村議会議長会では、令和6年7月10日の都道府県会長会において「地方自治における議会の重要性を考えた場合、全国の町村議会が一定水準以上の活動をし、議員報酬の水準を確保していくことが重要である。このため、各町村議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額47%程度を目指すこととする。」とした決議を決定している。また、同年11月13日の第68回町村議会議長全国大会では、「議員のなり手不足対策及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望」を決定し、低額な議員報酬の改善に向けた環境整備を図るよう、国に要請を行っている。

こうした中、首長の給料月額との比較という方式は踏襲した上で、議会改革に伴う議会・議員活動の豊富化を前提に議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、その活動内容を住民に明示することを通じて議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」（『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き』）が新たな算定方法として全国で展開されている。

議員報酬は、議員の役務に対する対価として、地方自治法第203条により条例により定めることとされ、議会活動をはじめ議員活動も含めた議員が職務を執行することにより支給される金銭報酬を指している。また、議会基本条例第21条では「議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来予測等を踏まえ、町政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮し、南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成4年南幌町条例第1号）で定めるものとする。」としている。

議会議員報酬の額は、南幌町特別職報酬等審議会において、町長の諮問に応じ、審議することとされており、本報告書の内容を踏まえて町長に諮問を依頼する。

南幌町議会まちづくり特別委員会では、これまで調査・検討してきた内容を踏まえ、議員報酬のあり方及び議員報酬の改正の検討を進める上での考え方を次のとおりまとめる。

（１）議会活動の増加に伴う議員報酬の改定

平成14年に現在の議員報酬額に改定されて以降、現在まで24年間にわたり南幌町議会における議員報酬は改定されていない状況である。

現在の議会議員活動日数は年間約100日となっており、平成14年と比較すると増加傾向となっている状況のほか、議員定数は、現在の議員報酬に改定された平成14年4月以降では平成15年4月から14名（2名削減）、平成19年4月から現在の11名（3名削減）となり、段階的に議員定数を削減してきており、人口減少・少子高齢社会を迎え、地域のコミュニティは希薄化し、住民の価値観が多様化する中、議会に求められる役割は増加し、議会や議員一人ひとりの担うべき役割及び責任も大きくなっている。

本特別委員会における検討の結果、現在の職務や活動量等を踏まえ、議員報酬の増額改定を行うことが必要であるとする。

なお、役職加算率については、空知管内町村議会及び道内類似団体議会と比較した結果、本町議会の役職加算率は平均的な率となっているため、役職加算率は現行のままとする。

（２）議員報酬の改定額（案）

本特別委員会では、議員報酬額を検討する場合の比較方式・根拠・考え方について、複数案により比較・検討を行った。一方で、議員報酬を増額改定する場合には議会費予算額の増加に伴い、町財政への影響が生じることから、議員報酬改定の議論は、本町の財政状況を考慮した上で進める必要があると認識している。

このことを踏まえ検討した結果、町長に「特別職報酬等審議会の開催」と「審議会における議員報酬改定の検討」を要請する際に添付する「議員報酬比較検討表」に基づき、南幌町議会として適正と考える「議員報酬」について、次のとおり改定案を示すこととした。

なお、今後の議員報酬額の改定に関する審議は「南幌町特別職報酬等審議会」に委ね、同審議会の答申の内容を尊重することとする。

【改定案】

職 名	現行報酬月額	改定案報酬月額	差引額
議 長	295,000円	354,000円	59,000円
副議長	236,000円	283,000円	47,000円
常任委員長・議会運営委員長	214,000円	256,000円	42,000円
議 員	195,000円	234,000円	39,000円

（３）議員報酬の改定期期と定期的な特別職報酬等審議会の開催

議員報酬額の改定の時期は、議員活動に専念できる環境の整備を図り、幅広い人材の確保につながることを期待できると考えられるため、令和9年4月執行予定の南幌町議会議員選挙による任期開始から適用すべきとの考えで一致した。

また、今後も4年ごとの町議会議員任期中に社会経済情勢や人事院勧告、他町村議会議員報酬の状況を踏まえ、本町議会として町民意見の把握を行いながら議員報酬の改定の検討協議を行い、特別職報酬等審議会へ諮問していくことが必要と考える。

第6 協議検討経過

開催期日	協議内容
令和5年 11月14日	第6回議会まちづくり特別委員会 ・議会議員選挙における投票率減少に係る課題解決に向けて
令和6年 1月26日	第8回議会まちづくり特別委員会 ・町議会議員のなり手不足の解決策等
6月27日	第14回議会まちづくり特別委員会 ・町議会議員のなり手不足の解決策
11月1日	町民アンケート（11月30日まで） ・アンケート用紙広報折込により実施 回答数111件
令和7年 2月25日	令和6年度第2回議会評価提言者会議 ・議員定数・議員報酬の意見聴取
5月29日	第1回議員定数報酬検討小委員会 ・配布資料の確認 ・まちづくり特別委員会での協議内容の確認 ・議員のなり手不足の解消と議員報酬の充実の概要の確認 ・小委員会の今後のスケジュール
6月27日	・各議員の現状における議員定数及び議員報酬の考え方調査を実施
6月30日	第26回議会まちづくり特別委員会 ・議員定数報酬検討小委員会からの協議案件
7月11日	第2回議員定数報酬検討小委員会 ・議員定数に関する議員意向調査のまとめ ・議員報酬に関する議員意向調査のまとめ ・町民アンケート調査項目 ・議会懇談会実施に向けた協議
7月22日	全員協議会 ・議会定数に関する今後の検討すべき事項
8月15日	町民アンケート（8月31日まで） ・インターネットにより実施 回答数102件
8月21日	第27回議会まちづくり特別委員会 ・議員定数報酬検討小委員会の検討状況
9月25日	第28回議会まちづくり特別委員会 ・議員報酬見直しに係る算定方法と活動量の記入
10月10日	令和7年度第2回議会評価提言者会議 ・議員定数・議員報酬の意見聴取

開催期日	協議内容
令和7年 11月18日	議会運営員会所管事務調査 ・議員活動量調査
12月25日	第30回議会まちづくり特別委員会 ・議員活動量調査の修正案
令和8年 2月26日	議会懇談会（晩翠営農振興組合） ・議員定数・議員報酬の意見聴取
2月27日	議会懇談会（晩翠西営農振興組合） ・議員定数・議員報酬の意見聴取
4月 8日	議会懇談会（青葉営農振興組合） ・議員定数・議員報酬の意見聴取
4月 9日	議会懇談会（三重、川向、鶴城、栄進、夕張太各営農振興組合） ・議員定数・議員報酬の意見聴取
4月14日	第32回議会まちづくり特別委員会 ・議員定数・議員報酬の検討
4月18日	議会懇談会（西町町内会） ・議員定数・議員報酬の意見聴取
4月20日	第3回議員定数報酬検討小委員会 ・議員活動量調査結果 ・今後の検討等スケジュール ・議員報酬の検討にあたっての比較方式・根拠・考え方 ・議員定数の考え方
5月 7日	第4回議員定数報酬検討小委員会 ・議員報酬検討原価方式算定 ・議員報酬検討基礎データ ・まちづくり特別委員会の検討スケジュール
5月12日	第33回議会まちづくり特別委員会 ・議員報酬検討原価方式算定 ・議員報酬検討基礎データ ・議員報酬検討比較方式
5月22日	第34回議会まちづくり特別委員会 ・議員定数及び議員報酬に関する調査検討報告書（素案）
5月28日	第35回議会まちづくり特別委員会 ・議員定数及び議員報酬に関する調査検討報告書（案）

第7 おわりに

全国的に、議員定数割れや定数に対して立候補する数が少なく無投票により市町村議会議員が選出される事例も発生するなど、近年では各自治体議会でも議員定数の削減や議員報酬の見直しが取り上げられる機会が増加している。

今後も議員のなり手不足が進むことにより、行政へのチェック機能が低下し、ひいては町民福祉の向上に支障をきたすことも懸念され、このような状況が続けば、議会基本条例にある「町民に開かれた議会、町民参加を推進する、町民に身近な信頼される議会」を運営することは困難になってくると思われる。

このことから、議員定数と議員報酬は現在の議員だけではなく、これから先の若い世代や多様な人材などの将来の議員にとっても重要な課題であり、避けることのできないテーマであると考えます。

地方分権が進展する中、本特別委員会では、議会における議員の役割や活動状況を確認しつつ、社会経済の状況や本町の人口動態、財政規模などを踏まえ、現在の議員定数及び議員報酬の現状と課題を調査し、本町議会の議員定数と議員報酬のあり方について協議検討を行ってきた。

民間事業者では、賃金上昇の動きがより顕著なものとなっている一方で、消費者物価指数は上昇し、実質賃金は連続してマイナスとなるなど、賃上げ率が物価上昇率に追いつかない状況となっている。社会経済活動はコロナ禍から確実に回復しているものの、世界情勢の影響等により、いまだ社会経済情勢が大きく変動しているところである。

このような中、本町の一般職の職員は民間給与との格差を埋めるために、毎年度の人事院給与勧告を基に見直される国家公務員に準じて見直しが検討されているが、議員報酬の額は、役務の対価として、その職務や議員活動内容をはじめ、社会情勢に見合った額とすることも必要であると認識している。

今後も引き続き、人口減少・少子高齢化社会における本町議会議員の役割を果たし、多様な人材が議員になろうという意欲を持つことができるような議会のあり方について、幅広く検討していく必要がある。そのためにも、さらなる議員の資質向上を図り、刻々と変化する社会情勢に応じて改革を推し進めながら、全力で町民の負託に応え、豊かなまちづくりと町民福祉の向上のため、不断の努力を続けていくことが重要であるということを記述し、調査検討結果の報告とする。